

# 高齢者介護予防・地域活動支援バスの利用について

★全市を対象に、「高齢者介護予防・地域活動支援バス」として「福祉バス」と「民間バス（貸切、借上げバス）」の運行をします。

**令和4年度からの変更点** ・福祉バス(高齢者)と民間バス(高齢者) 併せて**年2回**まで  
 ・福祉バス(高齢者)は、2回以上利用された団体も2カ月前以降、空きがあれば利用可能

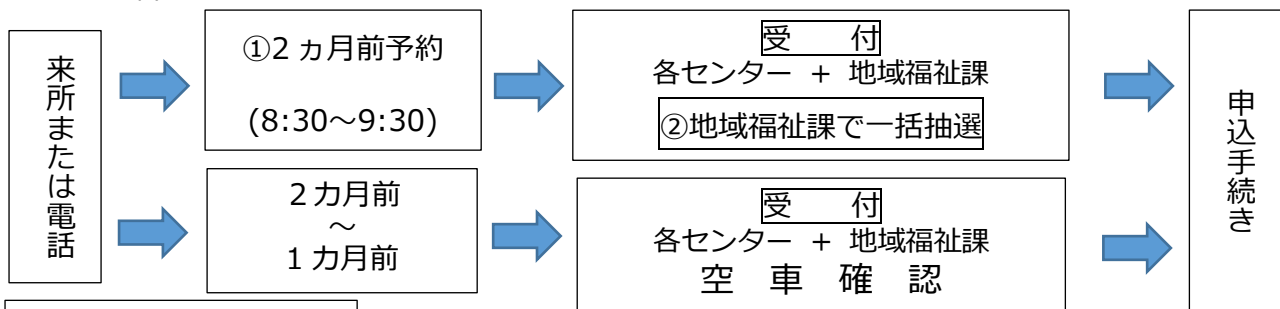
	福祉バス(高齢者) (旧 高齢者介護予防バス)	民間バス(高齢者) (旧 公共交通機関等助成)	民間バス(公民館) (旧 公共交通機関等助成)	福祉バス(ボランティア) (旧 ボランティアバス)
利用範囲	市内在住 60歳以上 10人以上の団体		地区公民館を拠点 10人以上の地域団体 地区公民館又は総合 支所地域振興課を通 じての申込みに限る	市内在住個人又は 市内事業所 10人以上
利用回数	福祉バス(高齢者)、民間バス(高齢者)併せて <b>年2回</b> 福祉バス(高齢者)は、2回以上利用された団体 も2カ月前以降、空きがあれば利用可能		年1回	回数制限なし
運行日	月～金曜日に運行 (土、日、祝日・12/29 ～1/3は運休)	日帰りで民間バスが手配できる日時及び範囲		12/29～1/3は運休
利用時間	9時～16時 (出発地点に16時まで に到着する事)			9時～16時 (出発地点に16時 までに到着する事)
運行範囲	原則県内とするが、 県境周辺も運行範囲			鳥取市内
利用料	無料 駐車場利用等の必要な 実費は利用者が負担	バス基本料金のうち7万円を上限に助成 (7万円を超えた部分は利用者が負担) 高速料・駐車場料金等は含まない		無料 駐車場利用等の必要な 実費は利用者が負担
予約・申込	申込書類を利用日の 1カ月前までに提出 (2カ月前から電話 での予約可能)	申込書類を利用の1カ月前までに提出		申込書類を利用日の 1カ月前までに提出 (2カ月前から電話で の予約可能)年間活動 計画書の提出も可能

## ★福祉バスの予約と申込方法

①利用日の2カ月前8:30～9:30の間、電話での予約可能

②予約が多数あった場合、一括して抽選を行います。

地域福祉課または最寄りの総合福祉センターへお電話ください



### 予約及び抽選について

4月1日以降の受付分から、2か月前の9時30分までに予約が多数あった場合は、一括して抽選を行います。抽選結果は、13時以降に申込みをされた総合福祉センター・地域福祉課へ直接ご確認をお願いいたします。

ご不明な点等ありましたら、裏面の地域福祉課・各総合福祉センターへお問い合わせください

# 「民間バス」(貸切、借上げバス助成)について

※必ず申込みを事前に行ってください。事後の手続きはできません。

## 令和4年度からの変更点

- ・福祉バス(高齢者)と民間バス(高齢者) 併せて年2回まで
- ・民間バス(公民館)は年1回
- ・申込み前に、利用条件、申込み手続きの説明をさせていただきますので地域福祉課まで電話(0857)24-3180をお願いいたします。

## ★利用の条件

- ・民間バス(高齢者): 市内に住所を有する10人以上の高齢者(60歳以上)団体  
(当日、乗車人数が10人に満たない場合は、助成は受けられなくなります)
- ・民間バス(公民館): 地区公民館を拠点10人以上の地域団体地区公民館又は総合支所地域振興課を通じての申込みに限ります
- ・貸切バス、借上げバスを利用した際、基本料金のみ助成(高速料・駐車場料金等は含まない)
- ・日帰りの日程であること(土日、祝日及び運行時間に関係なく利用可能)
- ・年度中、福祉バス(高齢者)と民間バス(高齢者)併せて原則2回まで

★バス基本料金のうち、7万円を上限に助成(7万円を超えた部分は利用者が負担)

バス基本料金の助成金(上限7万円)は本会が直接バス会社または団体口座に支払いを行います

## 1 申込手続き

※申込み前に、利用条件等、電話で確認後の手続きになります。

【提出書類】申込書類を利用の1カ月前までに提出

- ①利用申込書
- ②行程表
- ③見積書(バス会社等が発行)
- ④乗車名簿
- ⑤事業の案内文書・チラシ等

## 2 決定通知書が送付される

貸切バス、借上げバス利用し、実施

## 3 報告書 実施の翌日から10日以内に報告書類を提出

【提出書類】

- ①実績報告書
- ②事業の経過または成果を証する書類(当日参加人数が分かるもの 例:集合写真等)
- ③請求書(団体口座に支払いの場合のみ)

## 4 助成金を本会が直接バス会社または団体口座へ振込(7万円を超えた部分は利用者が負担)

## 【お問い合わせ・お申し込み先】

鳥取市社会福祉協議会 地域福祉課	電話 (0857) 24-3180	FAX (0857) 24-3215
国府町総合福祉センター	電話 (0857) 22-1880	FAX (0857) 22-1889
福部町総合福祉センター	電話 (0857) 75-2337	FAX (0857) 74-6810
河原町総合福祉センター	電話 (0858) 76-3125	FAX (0858) 85-0103
用瀬町総合福祉センター	電話 (0858) 87-2302	FAX (0858) 87-2369
佐治町総合福祉センター	電話 (0858) 89-1022	FAX (0858) 89-1045
気高町総合福祉センター	電話 (0857) 82-2727	FAX (0857) 82-3171
鹿野町総合福祉センター	電話 (0857) 84-3113	FAX (0857) 84-2453
青谷町総合福祉センター	電話 (0857) 85-0220	FAX (0857) 85-0079